◆交通環境・都市施設等の整備方針

【 基本的な考え方 】

人口減少や少子高齢化の進展,自動走行車両等の次世代モビリティの普及な ど,今後の社会情勢の変化を見据えながら,交通環境の整備・充実を図ります。

公共交通は、持続可能な交通ネットワークの構築や MaaS などの ICT の活用により、交通機能の維持や利便性の向上、利用促進を図ります。

交通の円滑化や安全性・防災性の向上等を図るため、市街地における道路ネットワークの形成・充実を図ります。

道路や上下水道、公園などの都市基盤施設は、適切な維持管理、計画的な更新等を進め、都市の安全性や防災性の向上等を図ります。

公共施設は、統廃合や複合化による施設の総量縮減と官民にとらわれない施設 の効率的な運営を図ります。

(1) 公共交通の整備方針

鉄道

交通事業者や関係機関との協議・連携により、鉄道の安全な運行の確保を図ります。

また、駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化など、誰もが利用しやすい交通環境 づくりを進めます。

バス

交通結節機能の強化と合わせた,バス路線の再編による持続可能なバスネットワーク の構築や,バスロケーションシステムの拡充など,関係機関と協議・連携しながらバスの 利便性向上を図ります。また、高齢者や車いす利用者などが乗降しやすいノンステップ バスの導入を進めます。

駅やバス停の徒歩圏から離れた公共交通の空白地域では、地域に適する交通のあり方について、地元機運の高まりに応じ、地域住民とともに検討を行います。

交通環境・都市施設等の整備方針

(2) 交通結節点の整備方針

JR 芦屋駅南地区は、本市の南玄関口にふさわしい土地の高度利用や、安全で円滑な通行の確保等による魅力あるまちづくりの完成に向けて市街地再開発事業を推進します。

その他の鉄道駅周辺は,利用実態や交通課題等を踏まえ,周辺まちづくりを含めた交通結節機能の向上などの検討を進めます。

路上駐停車の多い駅周辺を中心に、既存駐車施設の有効活用、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく一定規模以上の商業ビル等に対する附置義務駐車場の設置、違法駐車の取締りなどを、関係機関と連携して取り組み、交通の円滑化を図ります。

自転車駐車場は、利用状況に応じ駐車台数の確保に努めます。

(3) 道路の整備方針

都市高速道路

阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線は、広域流通を支える交通の主軸として、 大型車両の通行を受け持つとともに、広域幹線道路における通過交通量の軽減を促します。

広域幹線道路

本市を横断する国道 2 号及び国道 43 号は、阪神間のみならず全国を結ぶ国土軸であり、災害時の主要な救援・避難ルートとなることから「広域幹線道路」に位置付けます。 また、国道 43 号については、広域防災帯の整備に継続して取り組みます。

地域幹線道路・地区幹線道路等

市内交通の基幹となる道路を「地域幹線道路」に位置付けます。また、市民の生活を 支え、地域幹線道路にアクセスするための道路を「地区幹線道路」に位置付けます。

交通の円滑化、防災性の向上等を図るため、無電柱化の整備を進めるとともに、都市計画道路の優先整備路線や、鉄道との立体交差化などの検討を進めます。また、必要に応じて都市計画道路の見直しも行います。

すべての歩行者や自転車にやさしく快適な空間を提供するため,歩道空間の確保や安全な自転車利用環境の整備,ユニバーサルデザイン化,街路樹の適切な維持管理を図ります。

芦屋川沿岸では、潤いのある河川空間を活かして、歩行者が川辺の散策を楽しむことができる快適な道路空間の形成を図るとともに、安全性・円滑性などの観点を踏まえ、 一方通行化を検討します。

橋梁は、安全性の確保と適切な維持管理を行うため、定期的に点検し、必要に応じて修繕や架け替えを進め、合わせて集約化・代替措置の検討を行います。また、道路の維持管理は、市民と協働した取組を進めるとともに、民間活力の活用を検討します。

(4) その他都市施設等の整備方針

公園・緑地

誰もが安心して利用でき、市民の交流の場となるよう、ユニバーサルデザインへの対応を図るとともに、老朽化に伴う改修時には、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園・緑地ごとの特性に応じた施設の更新を進めます。また、効率的な公園・緑地の維持管理を図るため、民間活力の活用を検討します。

芦屋市霊園は、市民の憩いの公園墓地として適切な維持管理を図るとともに、修景に配慮し、老朽化した施設の改築や更新、安全対策を行うなど、市民が安心して利用できるよう再整備に取り組みます。

下水道

「下水道ストックマネジメント計画」等に基づき,下水道施設の延命化及び耐震化, 適切な維持管理を図り,効果的かつ効率的な更新を行います。

雨水・汚水を円滑に排除し、浸水被害の防止を図るとともに、生活環境の向上及び公共用水域の水質改善に資するよう、高度処理や合流改善に向けた取組を進めます。

交通環境・都市施設等の整備方針

水道

安全・安心な水を安定して供給できるよう、老朽化した管路や施設等の改修・更新、 配水池等の耐震化に取り組み、災害に強い水道施設の整備を進めます。

また、水道施設の適切な点検・維持修繕の実施による長寿命化と、水需要に応じた管口径や施設能力の適正化を検討します。

河川

市民の憩いの場となるよう、良好な景観や自然環境に配慮した適切な維持管理を図るとともに、バリアフリー化について関係機関と協議を進めます。

生活環境衛生関連

ごみ焼却施設や資源化施設は、安定的な運用に向けて、適切な維持管理及び施設整備に取り組みます。パイプライン施設は、関係者との協議を重ね、パイプライン収集に替わる具体的な代替収集方法の検討を進めるとともに、「廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例」に基づき延命化を図ります。

公共施設等の更新及び維持管理

公共施設は、更新時期、規模、場所、用途、利用実態等を勘案し、エリアマネジメントの視点をもって統廃合による再配置を進めるとともに、官民にとらわれない施設の効率的な運営を進めます。

また,公共施設や大規模住宅等においては,「福祉のまちづくり条例」等に基づきユニバーサルデザイン化を図ります。

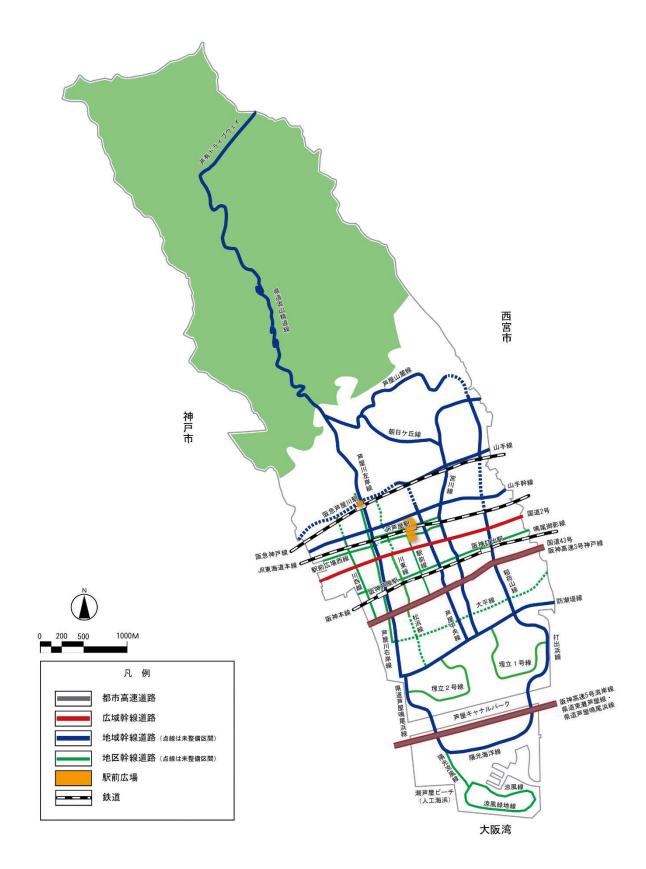


図 道路交通体系図